**令和７年度**

**【№31-1-1】指定障害児入所施設監査調書**

**○指定福祉型障害児入所施設**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業所の名称 |  | |
| 事業所の所在地 |  | |
| 事業者の名称 |  | |
| 事業所番号 | ４６ | |
| 指導年月日 | 年　　　月　　　日　～　　　　　　年　　　月　　　日 | |
| 立会者  （事業所側） | 職 名 氏 名 | |
| 職 名 氏 名 | |
| 職 名 氏 名 | |
| 指導班  （県　　側） | （班長）職 名 氏 名 | |
| （班員）職 名 氏 名 | |
| （班員）職 名 氏 名 | |
| 連絡先等 | 電　話 |  |
| ＦＡＸ |  |
| Ｅメール  アドレス |  |
| ＨＰ  アドレス |  |

* 施設において御記入ください。

児童福祉法に基づく指定福祉型障害児入所施設

監査調書における表記等について

**Ａ　主な根拠法令等**

|  |  |
| --- | --- |
| 略　号 | 法　　令　　等　　名 |
| 法 | 児童福祉法（昭和22年法律第164号） |
| 施行令 | 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号） |
| 施行規則 | 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号） |
| 平24厚令16 | 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号） |
|  | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令  第63号） |
| 告示 | 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第123号） |
| 関連告示 | こども家庭庁長官が定める一単位の単価（平成24年３月14日厚生労働省告示第128号） |
| 施設基準告示 | こども家庭庁長官が定める施設基準（平成24年３月30日厚生労働省告示第269号） |
| 解釈通知 | 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準について（平成24年３月30日付け障発0330第13号） |
|  | 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年３月30日付け障発0330第16号） |
| 平24厚告231 | 食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針（平成24年３月30日厚生労働省告示第231号） |
| 平24厚労告270 | こども家庭庁長官が定める児童等（平成24年３月30日厚生労働省告示第270号） |
| 平24厚労告271 | こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準，従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合（平成24年３月30日厚生労働省告示第271号） |

**Ｂ　略号の表記について**

|  |  |
| --- | --- |
| 略　号 | 説　　　　　　　　明 |
| 児童発達支援管理責任者 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者 |
| 児童指導員 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第６項に規定する児童指導員 |
| 重症心身障害児 | 法第７条第２項に規定する重症心身障害児 |

**《目　　次》**

Ⅰ　監査当日準備する必要書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　１

Ⅱ　主眼事項及び着眼点（指定福祉型障害児入所施設）

　第１　一般原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　２

　第２　人員に関する基準

　１　従業者の員数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　２

　第３　設備に関する基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　６

　第４　運営に関する基準

１　内容及び手続の説明及び同意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　８

　２　提供拒否の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

３　あっせん，調整及び要請に対する協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

４　サービス提供困難時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

　５　受給資格の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

　　　６　障害児入所給付費の支給の申請に係る援助・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

　７　心身の状況等の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

　８　居住地の変更が見込まれる者への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

９　入退所の記録の記載等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

10　サービスの提供の記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

11　指定福祉型障害児入所施設が入所給付決定保護者に求めることのできる

金銭の支払の範囲等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

12　入所利用者負担額の受領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

13　入所利用者負担額に係る管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

14 障害児入所給付費等の額に係る通知等・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

15 指定入所支援の取扱方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

16 入所支援計画の作成等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

16の２ 移行支援計画の作成等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８

17 児童発達支援管理責任者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０

18 検討等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２０

19 相談及び援助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０

20 支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

21 食事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

22 社会生活上の便宜の供与等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

23 健康管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４

24 緊急時等の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４

25 障害児の入院期間中の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４

26 給付金として支払を受けた金銭の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６

27 入所給付決定保護者に関する県への通知・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６

28 管理者による管理等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６

29 運営規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６

30 勤務体制の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８

31 業務継続計画の策定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８

32　定員の遵守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０

33　非常災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０

34　安全計画の策定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０

35　自動車を運行する場合の所在の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２

36　衛生管理等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２

37　協力医療機関等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２

38　掲示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４

39　身体拘束等の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４

40　虐待等の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６

41　秘密保持等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８

42　情報の提供等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８

43　利益供与等の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８

44　苦情解決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４０

45　地域との連携等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４０

46　事故発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４０

47　会計の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２

48　記録の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２

49　電磁的記録等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２

　第５　変更の届出等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４４

　第６　障害児入所給付費の算定及び取扱い

１　基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４４

２　福祉型障害児入所施設給付費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４４

（減算が行われる場合）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４４

（定員超過減算）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４４

（個別支援計画未作成減算）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４４

（身体拘束廃止未実施減算）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４６

（虐待防止措置未実施減算）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４６

（業務継続計画未策定減算）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４６

（情報公表未報告減算）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４６

（日中活動支援加算）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４６

（重度障害児支援加算）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４８

（重度重複障害児加算）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５２

（強度行動障害児特別支援加算）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５２

（乳幼児加算）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５２

（心理担当職員配置加算）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５２

（公認心理師）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５４

（看護職員配置加算（Ⅰ））・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 　５４

（看護職員配置加算（Ⅱ））・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　 ５４

（児童指導員等加配加算）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５４

（ソーシャルワーカー配置加算）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５４

３　入院・外泊時加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５６

４　自活訓練加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５６

５　入院時特別支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５８

６ 福祉専門職員配置等加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５８

７　家族支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６０

８ 地域移行加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６０

９　移行支援関係機関連携加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６０

10　体験利用支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６２

11　栄養士配置加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６２

12　栄養マネジメント加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６４

13　要支援児童加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６４

14　集中的支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６４

15　小規模グループケア加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６６

16　障害者支援施設等感染対策向上加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６８

17　新興感染症等施設療養加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６８

18　福祉・介護職員処遇改善加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７０

　19　福祉・介護職員等特定処遇改善加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７２

20　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・　７２

21　福祉・介護職員等処遇改善加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７４

　　　○　従業者の勤務状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７６

○　令和　　年度利用者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７８

○　指定入所支援利用者一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７９

Ⅰ　監査当日準備する必要書類

　 　　　 指定福祉型障害児入所施設

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1 | 指定申請書類(控) | 有・無 |
| 2 | 組織図 | 有・無 |
| 3 | 勤務表，出勤簿 | 有・無 |
| 4 | 給与台帳 | 有・無 |
| 5 | 登録証，免許証 | 有・無 |
| 6 | 平面図 | 有・無 |
| 7 | 運営規程 | 有・無 |
| 8 | 契約書，重要事項説明書 | 有・無 |
| 9 | 利用料金等の説明文書，パンフレットなど | 有・無 |
| 10 | 受給者証（写） | 有・無 |
| 11 | 入所支援計画，看護・介護記録等 | 有・無 |
| 12 | 辞令又は雇用契約書 | 有・無 |
| 13 | 利用者数が分かる資料 | 有・無 |
| 14 | 職員の研修の記録 | 有・無 |
| 15 | 消防計画 | 有・無 |
| 16 | 衛生管理等に関する記録 | 有・無 |
| 17 | 就業規則 | 有・無 |
| 18 | 秘密保持に関する就業時の取り決め（雇用契約書，誓約書など） | 有・無 |
| 19 | 秘密保持に関する利用者の同意書 | 有・無 |
| 20 | 苦情解決に関する記録 | 有・無 |
| 21 | 事故に関する記録 | 有・無 |
| 22 | 緊急時の連絡体制に関する書類 | 有・無 |
| 23 | 損害賠償保険証書 | 有・無 |
| 24 | 変更届(控) | 有・無 |
| 25 | 金銭台帳の類 | 有・無 |
| 26 | 障害児入所給付費請求書(控) | 有・無 |
| 27 | 障害児入所給付費明細書(控) | 有・無 |
| 28 | サービス提供実績記録票（控） | 有・無 |
| 29 | サービス提供証明書（控） | 有・無 |
| 30 | 領収証(請求書)(控) | 有・無 |
| 1. **監査対象期間は，令和６年４月１日から監査当日までですので，その期間に対応した上記書類を準備してください。** 2. **その他の書類についても当日提示していただく場合があります。** | | |

Ⅱ　主眼事項及び着眼点（指定福祉型障害児入所施設）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 第1　一般原則  第２　人員に関する基準  １　従業者の員数  （1）嘱託医  （2）看護職員（保健師,助産師，看護師又は准看護師） | (1) 指定福祉型障害児入所施設等は，入所給付決定保護者及び障害児の意向，障害児の適性，障害の特性その他の事情を踏まえた計画（入所支援計画）及び15歳以上の障害児が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第５条第１項に規定する障害福祉サービス（第１及び第４の41において「障害福祉サービス」という。）その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（移行支援計画）を作成し，これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに，その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しているか。  (2) 指定福祉型障害児入所施設等は，当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の意思及び人格を尊重し，常に当該障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努めているか。  (3) 指定福祉型障害児入所施設等は，地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い，県，市町村，障害福祉サービスを行う者，他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。  (4) 指定福祉型障害児入所施設等は，当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じているか。  指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は，次のとおりとなっているか。  １以上配置しているか。  イ又はロに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ，それぞれイ又はロに定める数  　イ　主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童　（自閉症児）を入所させる指定福祉型障害児入所施設　おおむね障害児の数を20で除して得た数以上配置しているか。  　ロ　主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設　１以上配置しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○運営規程  ○個別支援計画  ○移行支援計画  ○ケース記録  ○同上  ○同上  ○福祉サービスを提供する者等との連携に努めていることが分かる書類  ○運営規程  ○研修計画，研修実施記録  ○虐待防止関係書類  ○体制の整備をしていることが分かる書類  ○勤務実績表  ○出勤簿（ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ）  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）  ○同上 | 法第24条の12  平24厚令16第３条第１項  平24厚令16第３条第２項  平24厚令16第３条第３項  平24厚令16第３条第４項  法第24条の12第１項  平24厚令16第４条第１項  平24厚令16第４条第１項  平24厚令16第４条第１項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| （3）児童指導員及び保育士  （4）栄養士又は管理栄養士  （5）調理員  （6）児童発達支援管理責任者  （7）医師  （8）心理担当職員  （9）職業指導員  (10) 心理担当職員の資格 | イ　総数　①から③までに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ,それぞれ①から③までに定める数  ①　主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設　通じておおむね障害児の数を４で除して得た数以上配置しているか。（30人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては,当該数に１を加えた数以上）  ②　主として盲児又はろうあ児（盲ろうあ児）を入所させる指定福祉型障害児入所施設　通じておおむね障害児の数を４で除して得た数以上（35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては，該当数に１を加えた数以　上）  ③　主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設　通じておおむね障害児の数を3.5で除して得た数以上配置しているか。  ロ　児童指導員　１以上配置しているか。  ハ　保育士　１以上配置しているか。  １以上配置しているか。（ただし，40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては，置かないことができ  る。）  １以上配置しているか。（ただし，調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては，置かないことができる。）  １以上配置しているか。  主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設である場合には配置しているか。  心理支援を行う必要があると認められる障害児５人以上に心理支援を行う場合には配置しているか。  職業指導を行う場合には配置しているか。  (8)に規定する心理担当職員は，学校教育法の規定による大学 （短期大学を除く。）若しくは大学院において，心理学を専修する学科，研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって，個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  ある・ない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○勤務実績表  ○出勤簿（ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ）  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上  ○心理学又はこれに相当する課程の大学又は大学院の卒業証書又は卒業したことを証明する書類  ○個人及び集団心理療法の技術を有する又はこれと同等以上の能力を有することを証明する書類 | 平24厚令16第４条第１項  平24厚令16第４条第１項  平24厚令16第４条第１項  平24厚令16第４条第１項  平24厚令16第４条第２項  平24厚令16第４条第２項  平24厚令16第４条第２項  平24厚令16第４条第３項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| (11) 職務の専従  第３　設備に関する基準  　設備 | (2)から(10)に規定する従業者は，専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者となっているか。（ただし，障害児の支援に支障がない場合は，（4）及び（5）については，併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。）  　※　併せて設置する他の社会福祉施設の職務への従事の有無  (1) 指定福祉型障害児入所施設は，居室，調理室，浴室，便所，医務室及び静養室を設けているか。（ただし，30人未満の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であって主として知的障害のある児童を入所させるものにあっては医務室を,30人未満の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であって主として盲ろうあ児を入所させるものにあっては医務室及び静養室を設けないことができる。）  (2)次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設は,（1）に規定する設備のほか,当該指定福祉型障害児入所施設の区分に応  じ,当該各号に定める設備を設けているか。  一　主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設　入所している障害児の年齢,適性等に応じた職業指導に必要な設備（職業指導に必要な設備）を設けているか。  二　主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設　遊戯室,支援室,職業指導に必要な設備,音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり,特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備を設けているか。  三　主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設　遊戯室, 支援室,職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けているか。  四　主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設　支援室，屋外遊戯場並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けているか。  (3) (1)の居室は，次のとおりとなっているか。  一　１の居室の定員は，４人以下となっているか。  二　障害児１人当たりの床面積は，4.95平方メートル以上となっているか。  三　一及び二の規定にかかわらず，乳児又は幼児のみの１の居室の定員は６人以下とし，１人当たりの床面積は3.3平方メートル以上となっているか。  四　入所している障害児の年齢等に応じ，男子と女子の居室は別になっているか。 | いる・いない  有・無  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○従業者の勤務実態が分かる書類（出勤簿等）  ○平面図  ○設備・備品等一覧表  【目視】  ○同上  ○同上 | 平24厚令16第４条第４項  法第24条の12第２項  平24厚令16第５条第１項  平24厚令16第５条第２項  平24厚令16第５条第３項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| （経過措置）  第４　運営に関する基準  １　内容及び手続の説明及び同意 | (4)主として盲児又は肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設は,その階段の傾斜を緩やかにしているか。  (5）(1)及び(2)に規定する設備は,専ら当該指定福祉型障害児入所施設の用に供するものとなっているか。（ただし,障害児の支援に支障がない場合は,（1）及び（2）に規定する設備（居室を除く。）については,併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。）  (1) 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第71号）の施行の際現に存していた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。整備法）第５条による改正前の法第24条の２第１項に規定する指定知的障害児施設等（旧指定知的障害児施設等）（知的障害児施設又は盲ろうあ児施設であるものに限る。）であって，整備法附則第27条の規定により整備法第５条による改正後の法第24条の２第１項の指定を受けたものとみなされたもの（同令の施行の後に増築され，又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については，当分の間，（３）の一号中「４人」とあるのは「15人」と，同第二号中「4.95平方メートル」とあるのは「3.3平方メートル」とし，同第三号の規定は適用しない。  （2） この省令の施行の際現に存する旧指定知的障害児施設等　（肢体不自由児施設であるものに限る。）であって,整備法附則第27条の規定により整備法第５条による改正後の法第24条の２第１項の指定を受けたものとみなされたもの（この省令の施行の後に増築され,又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については,当分の間,（3）の規定は適用しない。  (1) 指定福祉型障害児入所施設は，入所給付決定保護者が指定入所支援の利用の申込みを行ったときは，当該利用申込を行った入所給付決定保護者（利用申込者）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ，当該利用申込者に対し，運営規程の概要，従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い，当該指定入所支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。  (2) 指定福祉型障害児入所施設は，社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は，利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 | いる・いない  いる・いない  該当する・しない  該当する・しない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　書面交付事項  　①　当該施設の経営者の名称及び主たる事務所の所在地  ②　当該施設の経営者が提供する指定入所支援の内容  　③　当該指定入所支援の提供につき入所給付決定保護者が支払うべき額に関する事項  　④　指定入所支援の提供開始年月日  　⑤ 指定入所支援に係る苦情を受け付けるための窓口  　　なお，利用申込者の承諾を得た場合には，当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法，その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。(解釈通知第三の３(1)) | ○平面図【目視】  ○平面図  ○設備・備品等一覧表  【目視】  ○重要事項説明書  ○利用契約書  ○重要事項説明書  ○利用契約書  ○その他保護者に  交付した書類 | 平24厚令16第５条第４項  平24厚令16第５条第５項  平24厚令16附則第２条  平24厚令16附則第３条  法第24条の12第２項  平24厚令16第６条第１項  平24厚令16第６条第２項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ２　提供拒否の禁止  ３　あっせん，調整及び要請に対する協力  ４　サービス提供困難時の対応  ５　受給資格の確認  ６　障害児入所給付費の支給の申請に係る援助  ７　心身の状況等の把握  ８　居住地の変更が見込まれる者への対応  ９　入退所の記録の記載等 | 指定福祉型障害児入所施設は，正当な理由がなく，指定入所支援の提供を拒んでいないか。  指定福祉型障害児入所施設は，指定入所支援の利用について県が行うあっせん，調整及び要請に対し，できる限り協力しているか。  指定福祉型障害児入所施設は，利用申込者に係る障害児が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は，適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じているか。  指定福祉型障害児入所施設は，指定入所支援の提供を求められた場合は，入所給付決定保護者の提示する入所受給者証によって，入所給付決定の有無，給付決定期間等を確かめているか。  (1) 指定福祉型障害児入所施設は，入所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は，その者の意向を踏まえて速やかに障害児入所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。  (2) 指定福祉型障害児入所施設は，入所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し，給付決定期間の終了に伴う障害児入所給付費の支給申請について，必要な援助を行っているか。  指定福祉型障害児入所施設は，指定入所支援の提供に当たっては，障害児の心身の状況，その置かれている環境，他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。  指定福祉型障害児入所施設は，入所給付決定保護者の居住地の変更が見込まれる場合においては，速やかに当該入所給付決定保護者の居住地の都道府県に連絡しているか。  (1) 指定福祉型障害児入所施設は，入所又は退所に際しては，当該指定福祉型障害児入所施設の名称，入所又は退所の年月日その他の必要な事項（入所受給者証記載事項）を，その入所給付決定保護者の入所受給者証に記載しているか。  (2) 指定福祉型障害児入所施設は，入所受給者証記載事項を遅滞なく県に対し報告しているか。  (3) 指定福祉型障害児入所施設は，入所している障害児の数の変動が見込まれる場合においては，速やかに県に報告しているか。 | いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | 特 記 事 項 | |
| ○　提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは，  　①　当該施設の利用定員を超える利用申込みがあった場合  ②　入院治療の必要がある場合  ③　当該指定福祉型障害児入所施設が提供する指定入所支援の主たる対象とする障害の種類が異なる場合，その他障害児に対し自ら適切な指定入所支援を提供することが困難な場合等である。（解釈通知第三の３(2)）  ○　入所給付決定保護者及び指定障害児入所施設が，その時点での指定入所支援の利用状況等を把握できるようにするため，当該指定入所支援の提供日，提供したサービスの具体的内容，利用者負担額等に係る必要な事項を記録しなければならない。（解釈通知第三の３(10) ） | | ○紹介の記録等  ○受給者証(写)  アセスメント記録  ○ケース記録 | 平24厚令16第７条  平24厚令16第８条  平24厚令16第９条  平24厚令16第10条  平24厚令16第11条第１項  平24厚令16第11条第２項  平24厚令16第12条  平24厚令16第13条  平24厚令16第14条第１項  平24厚令16第14条第２項  平24厚令16第14条第３項 | |  | |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | 自 己 評 価 | |
| 10 サービスの提供の記録  11　指定福祉型障害児入所施設が入所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等  12　入所利用者負担額の受領 | (1) 指定福祉型障害児入所施設は，指定入所支援を提供した際は，提供日，内容その他必要な事項を記録しているか。  (2) 指定福祉型障害児入所施設は，(1)の規定による記録に際しては，入所給付決定保護者から指定入所支援を提供したことについて確認を受けているか。  (1) 指定福祉型障害児入所施設が，入所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは，当該金銭の使途が直接入所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって，当該入所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限っているか。  (2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は，当該金銭の使途及び額並びに入所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに，入所給付決定保護者に対して説明を行い，同意を得ているか。（ただし，12の(1)から(3)までに規定する支払については，この限りでない。）  (1) 指定福祉型障害児入所施設は，指定入所支援を提供した際は，入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けているか。  (2) 指定福祉型障害児入所施設は，法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際は，入所給付決定保護者から，当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額の支払を受けているか。  (3) 指定福祉型障害児入所施設は，（1）及び（2）の支払を受ける額のほか，指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち，入所給付決定保護者から受けることができる次の各号に掲げる費用の額の支払を受けているか。  　　一　食事の提供に要する費用及び光熱水費（特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に支給された場合は，食費等の基準費用額（特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に代わり当該福祉型障害児入所施設に支払われた場合は，食費等の負担限度額）を限度とする。）  　　二　日用品費  　　三　一号及び二号に掲げるもののほか，指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち，日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって，入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの  (4）（3）の一号に掲げる費用については，平成24年厚生労働省告示第231号「食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針」に定めるところによるものとしているか。 | | | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　三の具体的な範囲については，「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成24年３月30 障発0330第31号）によるものとする。（解釈通知第三の３(12)③） | ○サービス提供の記録  ○同上  ○金銭台帳の類  ○請求書及び領収証(控)  ○障害児入所給付費等明細書(控)  ○運営規程  ○請求書  ○領収書  ○同上  ○同上  ○同上  ○重要事項説明書 | 平24厚令16第15条第１項  平24厚令16第15条第２項  平24厚令16第16条第１項  平24厚令16第16条第２項  平24厚令16第17条第１項  平24厚令16第17条第２項  平24厚令16第17条第３項  平24厚令16第17条第４項  平24厚告231 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 13 入所利用者負担額に係る管理  14　障害児入所給付費等の額に係る通知等  15 指定入所支援の取扱方針 | (5）指定福祉型障害児入所施設は，（1）から（3）までの費用の額の支払を受けた場合は，当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った入所給付決定保護者に対し交付しているか。  (6）指定福祉型障害児入所施設は，（3）の費用に係るサービスの提供に当たっては，あらかじめ，入所給付決定保護者に対し，当該サービスの内容及び費用について説明を行い，入所給付決定保護者の同意を得ているか。  指定福祉型障害児入所施設は，入所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定福祉型障害児入所施設が提供する指定入所支援及び他の指定福祉型障害児入所施設等が提供する指定入所支援を受けたときは，これらの指定入所支援に係る入所利用者負担額の合計額（入所利用者負担額合計額）を算定しているか。  この場合において，当該指定福祉型障害児入所施設は，これらの指定入所支援の状況を確認の上，入所利用者負担額合計額を県に報告するとともに，当該入所給付決定保護者及び当該他の指定入所支援を提供した指定福祉型障害児入所施設等に通知しているか。  (1) 指定福祉型障害児入所施設は，法定代理受領により指定入所支援に係る障害児入所給付費の支給を受けた場合は，入所給付決定保護者に対し，当該入所給付決定保護者に係る障害児入所給付費の額を通知しているか。  (2) 指定福祉型障害児入所施設は，法定代理受領を行わない指定入所支援に係る費用の額の支払を受けた場合は，その提供した指定入所支援の内容，費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所給付決定保護者に対して交付しているか。  (1) 指定福祉型障害児入所施設は，入所支援計画及び移行支援計画に基づき，障害児の心身の状況等に応じて，その者の支援を適切に行うとともに，指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。  (2)　指定福祉型障害児入所施設は，障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めているか。  (3)　指定福祉型障害児入所施設は，障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしているか。  (4) 指定福祉型障害児入所施設の従業者は，指定入所支援の提供に当たっては，懇切丁寧を旨とし，入所給付決定保護者及び障害児に対し，支援上必要な事項について，理解しやすいように説明を行っているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○領収書  ○重要事項説明書  ○利用者負担額上限額管理通知（控）  ○通知(写)  ○サービス提供証明書（控）  ○入所支援計画(利用者ごと)  ○実績記録など  ○自己評価に関する記録  ○外部評価結果の記録 | 平24厚令16第17条第５項  平24厚令16第17条第６項  平24厚令16第18条  平24厚令16第19条第１項  平24厚令16第19条第２項  平24厚令16第20条第１項  平24厚令16第20条第２項  平24厚令16第20条第３項  平24厚令16第20条第４項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 16 入所支援計画の作成等 | (5) 指定福祉型障害児入所施設は，その提供する指定入所支援の質の評価を行い，常にその改善を図っているか。  (1) 指定福祉型障害児入所施設の管理者は，児童発達支援管理責任者に入所支援計画の作成に関する業務を担当させているか。  (2) 児童発達支援管理責任者は，入所支援計画の作成に当たっては，適切な方法により，障害児について，その有する能力，その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（アセスメント）を行うとともに，障害児の年齢及び発達の程度に応じて，その意見が尊重され，その最善の利益が優先して考慮され，心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。  (3) 児童発達支援管理責任者は，アセスメントに当たっては，入所給付決定保護者及び障害児に面接しているか。この場合において，児童発達支援管理責任者は，面接の趣旨を入所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し，理解を得ているか。  (4) 児童発達支援管理責任者は，アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき，入所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向，障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期，生活全般の質を向上させるための課題，指定入所支援の具体的内容，指定入所支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した入所支援計画の原案を作成しているか。  (5) 児童発達支援管理責任者は，入所支援計画の作成に当たっては，障害児の意見が尊重され，その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で，障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し，入所支援計画の原案について意見を求めているか。  (6) 児童発達支援管理責任者は，入所支援計画の作成に当たっては，入所給付決定保護者及び障害児に対し，当該入所支援計画について説明し，文書によりその同意を得ているか。  (7) 児童発達支援管理責任者は，入所支援計画を作成した際には，当該入所支援計画を入所給付決定保護者に交付しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| 16 入所支援計画の作成等  ○　入所支援計画には，入所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向，障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期，生活全般の質を向上させるための課題，指定入所支援の具体的内容（行事や日課等も含む），指定入所支援を提供する上での留意事項等を記載すること。  入所支援計画は，障害児の能力，その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行うとともに，障害児の年齢及び発達の程度に応じて，その意見が尊重され，その最善の利益が優先して考慮され，心身ともに健やかに育成されるよう，い，障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案すること。「最善の利益が優先して考慮」されるとは，「障害児にとって最も善いことは何か」を考慮することをいう。障害児の意見がその年齢及び発達の程度に応じて尊重すべきものと認められる場合であっても，別の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果，障害児にとって最善とは言い難いと認められる場合には，障害児の意見とは異なる結論が導かれることはあり得るものである。（解釈通知第三の３(16)） | ○個別支援計画  ○児童発達支援管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類  ○個別支援計画  ○アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録  ○アセスメントを実施したことが分かる記録  ○面接記録  ○個別支援計画の原案  ○他サービスとの連携状況が分かる書類  ○サービス担当者会議の記録  ○個別支援計画  ○保護者に交付した記録  ○個別支援計画 | 平24厚令16第20条第５項  平24厚令16第21条第１項  平24厚令16第21条第２項  平24厚令16第21条第３項  平24厚令16第21条第４項  平24厚令16第21条第５項  平24厚令16第21条第６項  平24厚令16第21条第７項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 16の２　移行支援計画の作成等 | (8) 児童発達支援管理責任者は，入所支援計画の作成後，入所支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。(9)において「モニタリング」という。）を行うとともに，障害児について解決すべき課題を把握し，少なくとも６月に１回以上，入所支援計画の見直しを行い，必要に応じて入所支援計画の変更を行っているか。  (9) 児童発達支援管理責任者は，モニタリングに当たっては，入所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし，特段の事情のない限り，次に定めるところにより行っているか。  一　定期的に入所給付決定保護者及び障害児に面接するこ と。  二　定期的にモニタリングの結果を記録すること。  (10) (2)，(3)，(5)から(7)まで及び(9)の規定は，（8）に規定する入所支援計画の変更について準用しているか。    (1) 指定福祉型障害児入所施設の管理者は，児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させているか。  (2) 児童発達支援管理責任者は，移行支援計画の作成に当たっては，適切な方法により，障害児について，アセスメントを行い，障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしているか。  (3) 児童発達支援管理責任者は，アセスメントに当たっては，入所給付決定保護者及び障害児に面接しているか。この場合において，児童発達支援管理責任者は，面接の趣旨を入所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し，理解を得ているか。  (4) 児童発達支援管理責任者は，アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき，障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組，支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しているか。  (5) 児童発達支援管理責任者は，移行支援計画の作成に当たっては，障害児の意見が尊重され，その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で，障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し，移行支援計画の原案について意見を求めているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○個別支援計画  ○アセスメント及びモニタリングに関する記録  ○モニタリング記録  ○面接記録  ○(2) ，(3)，(5)から(7)及び(9)に掲げる確認資料  ○移行支援計画  ○児童発達支援管理責任者が移行支援計画を作成していることが分かる書類  ○移行支援計画  ○アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録  ○アセスメントを実施したことが分かる記録  ○面接記録  ○移行支援計画の原案  ○他サービスとの連携状況が分かる書類  ○移行支援会議の記録 | 平24厚令16第21条第８項  平24厚令16第21条第９項  平24厚令16第21条第10項  平24厚令16第21条の２第１項  平24厚令16第21条の２第２項  平24厚令16第21条の２第５項  平24厚令16第21条第３項  平24厚令16第21条の２第３項  平24厚令16第21条の２第５項  平24厚令16第21条第５項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 17　児童発達支援管理責任者の責務  18 検討等  19　相談及び援助 | (6) 児童発達支援管理責任者は，移行支援計画の作成に当たっては，入所給付決定保護者及び障害児に対し，当該移行支援計画について説明し，文書によりその同意を得ているか。  (7) 児童発達支援管理責任者は，移行支援計画を作成した際には，当該移行支援計画を入所給付決定保護者に交付しているか。  (8) 児童発達支援管理責任者は，移行支援計画の作成後，移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。（（９）において「モニタリング」という。）を行うとともに，障害児について解決すべき課題を把握し，少なくとも６月に１回以上，移行支援計画の見直しを行い，必要に応じて移行支援計画の変更を行っているか。  (9) 児童発達支援管理責任者は，モニタリングに当たっては，入所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし，特段の事情のない限り，次に定めるところにより行っているか。  　　一　定期的に入所給付決定保護者及び障害児に面接するこ と。  　　二　定期的にモニタリングの結果を記録すること。  （10） (2)，(3)，(5)から(7)まで及び(9)の規定は，(8)に規定する入所支援計画の変更について準用しているか。  (1) 児童発達支援管理責任者は，16及び72の２に規定する業務のほか，次に掲げる業務を行っているか。  一　18に規定する検討及び必要な援助並びに19に規定する相談及び援助を行うこと。  二　他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。  (2) 児童発達支援管理責任者は，業務を行うに当たっては，障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよ　う，障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めているか。  指定福祉型障害児入所施設は，障害児について，その心身の状況等に照らし，指定通所支援，指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより，当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに，居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し，入所給付決定保護者及び障害児の希望等を勘案し，必要な援助を行っているか。  指定福祉型障害児入所施設は，常に障害児の心身の状況，その置かれている環境等の的確な把握に努め，障害児又はその家族に対し，その相談に適切に応じるとともに，必要な助言その他の援助を行っているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○移行支援計画  ○保護者に交付した記録  ○移行支援計画  ○移行支援計画  ○アセスメント及びモニタリングに関する記録  ○モニタリング記録  ○面接記録  ○(2)，(3)，(5)から(7)まで及び(9)に掲げる確認資料  ○相談及び援助を行っていることが分かる書類（ケース記録等）  ○他の従業者に指導及び助言した記録  ○サービス提供記録 | 平24厚令16第21条の２第５項  平24厚令16第21条第６項  平24厚令16第21条の２第５項  平24厚令16第21条第７項  平24厚令16第21条の２第４項  平24厚令16第21条の２第６項  平24厚令16第21条第９項  平24厚令16第21条の２第10項  平24厚令16第22条第１項  平24厚令16第22条第１項  平24厚令16第23条  平24厚令16第24条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 20　支援  21　食事  22　社会生活上の便宜の供与等 | (1) 指定福祉型障害児入所施設は，障害児の心身の状況に応じ，障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう，適切な技術をもって支援を行っているか。  (2) 指定福祉型障害児入所施設は，障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに，社会生活への適応性を高めるよう，あらゆる機会を通じて生活指導を行っているか。  (3) 指定福祉型障害児入所施設は，障害児の適性に応じ，障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう，より適切に支援を行っているか。  (4) 指定福祉型障害児入所施設は，常時１人以上の従業者を支援に従事させているか。  (5) 指定福祉型障害児入所施設は，障害児に対して，当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により，当該障害児入所施設の従業者以外の者による支援を受けさせていないか。  (1) 指定福祉型障害児入所施設において，障害児に食事を提供するときは，その献立は，できる限り，変化に富み，障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものになっているか。  (2) 食事は，(1)の規定によるほか，食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものになっているか。  (3) 調理は，あらかじめ作成された献立に従って行っているか。  (4) 指定福祉型障害児入所施設は，障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。  (1) 指定福祉型障害児入所施設は，教養娯楽設備等を備えるほか，適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。  (2) 指定福祉型障害児入所施設は，障害児が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について，当該障害児又はその家族が行うことが困難である場合は，入所給付決定保護者の同意を得て，代わって行っているか。  (3) 指定福祉型障害児入所施設は，常に障害児の家族との連携を図るとともに，障害児とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　「常時１人以上の従業者を支援に従事させる」とは，適切な支援を行うことができるように従事する従業者の勤務体制を定めておくとともに，少なくとも常時1人以上の従業者を従事させることを規定したものである。（解釈通知第三の３(20)②）  ○　特に金銭にかかわるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに，代行した後はその都度確認を得るものとする。（解釈通知第三の３(22)②） | ○個別支援計画  ○サービス提供の記録  ○業務日誌等  ○同上  ○同上  ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ）  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○従業者名簿  ○雇用契約書  ○個別支援計画  ○サービス提供の記録  ○業務日誌等  ○献立表  ○勤務表  ○業務日誌  ○嗜好の調査  ○残食の記録  ○検食の記録  ○行事計画  ○事業計画書  ○代行取扱の要領  ○同意に関する記録  ○確認を得た文書  ○面会記録 | 平24厚令16第25条第１項  平24厚令16第25条第２項  平24厚令16第25条第３項  平24厚令16第25条第４項  平24厚令16第25条第５項  平24厚令16第26条第１項  平24厚令16第26条第２項  平24厚令16第26条第３項  平24厚令16第26条第４項  平24厚令16第27条第１項  平24厚令16第27条第２項  平24厚令16第27条第３項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 23　健康管理  24　緊急時等の対応  25　障害児の入院期間中の取扱い | (1) 指定福祉型障害児入所施設は，常に障害児の健康の状況に注意するとともに，入所した障害児に対し，入所時の健康診断，少なくとも１年に２回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行っているか。  (2) 指定福祉型障害児入所施設は，（1）にかかわらず，次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって，当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは，同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において，指定福祉型障害児入所施設は，それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しているか。     |  |  | | --- | --- | | 児童相談所等における障害  児の入所前の健康診断 | 入所した障害児に対する障害  児の入所時の健康診断 | | 障害児が通学する学校にお  ける健康診断 | 定期の健康診断又は臨時の健  康診断 |   (3) 指定福祉型障害児入所施設の従業者の健康診断に当たっては，特に入所している者の食事を調理する者につき，綿密な注意を払っているか。  指定福祉型障害児入所施設の従業者は，現に指定入所支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は，速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。  指定福祉型障害児入所施設は，障害児について，病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって，入院後おおむね３月以内に退院することが見込まれるときは，障害児及び入所決定給付保護者の希望等を勘案し，必要に応じて適切な便宜を供与するとともに，やむを得ない事情がある場合を除き，退院後再び当該指定福祉型障害児入所施設に円滑に入所することができるようにしているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　障害児の入院期間中の取り扱い  ①　「入院後おおむね３月以内に退院することが見込まれる」かどうかの判断は，障害児の入院先の病院及び診療所の医師に確認するなどの方法によること。  ②　「必要に応じて適切な便宜を供与する」とは，障害児及びその家族の同意の上での入退院の手続やその他の個々の状況に応じた便宜を図ることを指すものであること。  ③　「やむを得ない事情がある場合」とは，単に当初予定の退院日に，満床であることをもって該当するものではなく，例えば，障害児の退院が予定より早まるなどの理由により，ベッドの確保が間に合わない場合等を指すものである。施設側の都合は基本的に該当しないことに留意すること。なお，前記の例示の場合であっても，再入所が可能なベッドの確保ができるまでの間，短期入所の利用を検討するなどにより，障害児の生活に支障を来さないよう努める必要がある。  （解釈通知第三の３(25)） | ○看護日誌  ○健康診断の記録  ○緊急時対応マニュアル  ○ケース記録  ○事故等の対応記録  ○運営規程  ○障害児に関する書類  ○診断書等 | 平24厚令16第28条第１項  平24厚令16第28条第２項  平24厚令16第28条第３項  平24厚令16第29条  平24厚令16第30条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 26 給付金として支払を受けた金銭の管理  27　入所給付決定保護者に関する県への通知  28　管理者による管理等  29　運営規程 | 指定福祉型障害児入所施設は，当該指定障害児施設の設置者が障害児に係る平成24年厚生労働省告示第305号「児童福祉法に基づく指定福祉型障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準第31条の規定に基づきこども家庭庁長官が定める給付金」に定める給付金（給付金）の支給を受けたときは，給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しているか。  一　当該障害児に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。障害児に係る金銭）をその他の財産と区分すること。  　二　障害児に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。  　三　障害児に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。  　四　当該障害児が退所した場合には，速やかに，障害児に係る金銭を当該障害児に取得させること。  指定福祉型障害児入所施設は，指定入所支援を受けている障害児に係る入所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児入所給付費の支給を受け，又は受けようとしたときは，遅滞なく，意見を付してその旨を県に通知しているか。  (1) 指定福祉型障害児入所施設は，専らその職務に従事する管理者を置いているか。（ただし，指定福祉型障害児入所施設の管理上支障がない場合は，当該指定福祉型障害児入所施設の他の職務に従事させ，又は当該指定福祉型障害児入所施設以外の事業所，施設等の職務に従事させることができる。）  (2) 指定福祉型障害児入所施設の管理者は，当該指定福祉型障害児入所施設の従業者及び業務の管理その他の管理を，一元的に行っているか。  (3) 指定福祉型障害児入所施設の管理者は，当該指定福祉型障害児入所施設の従業者に平成24年厚生労働省令第16号第２章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。  指定福祉型障害児入所施設は，次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。  一　施設の目的及び運営の方針  　二　従業者の職種，員数及び職務の内容  　三　入所定員  　四　指定入所支援の内容並びに入所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額  　五　施設の利用に当たっての留意事項  　六　緊急時等における対応方法  七　非常災害対策  　八　主として入所させる障害児の障害の種類  　九　虐待の防止のための措置に関する事項  　十　その他施設の運営に関する重要事項 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　こども家庭庁長官が定める給付金＝児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準第31条の規定に基づきこども家庭庁長官が定める給付金（平成24年３月31日厚生労働省告示第305号）  28 管理者は常勤であること。  当該施設の管理上支障がない場合は，  ①　当該施設の従業者としての職務  ②　当該施設以外の他の事業所，施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって，当該他の事業所，施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も，当該施設の利用者への支援の提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し，職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ，また，事故発生時等の緊急時の対応について，あらかじめ対応の流れを定め，必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合  （解釈通知第三の３(28)）    29 運営規程  ○　従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため，規定を定めるに当たっては，置くべき員数を満たす範囲において，「○人以上」と記載することも差し支えない（重要事項を記した文書に記載する場合も同様とする。）。（解釈通知第三の３(29)➀  ○ 「入所定員」は，指定福祉型障害児入所施設において，同時に指定入所支援の提供を受けることができる障害児の数の上限をいうものである。（解釈通知第三の３(29)②）  ○　「指定入所支援の内容」については，支援の内容はもとより，行事及び日課等のサービスの内容を指すものである。また，「入所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額」とは，「12　入所利用者負担額の受領」により支払を受けることが認められている費用の種類及びその額を指す。（解釈通知第三の３(29)③）  ○　「虐待の防止のための措置事項」  　ア　虐待防止に関する担当者の設置  イ　苦情解決体制の整備  　ウ　従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施（研修方法や研修計画など）  エ　虐待防止委員会の設置等（解釈通知第三の３(29)⑦） | ○給付金管理台帳  ○勤務実績表  ○出席簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ）  ○勤務体制一覧表  ○従業員の資格証  ○管理者の雇用形態が分かる書類  ○業務等の管理を行っていることが分かる書類（運営規程，業務日誌等）  ○従業員に遵守させるために必要な指揮命令を行ったことが分かる書類  （業務日誌等）  ○運営規程 | 平24厚令16第31条  平24厚告305  平24厚令16第32条  平24厚令16第33条第１項  平24厚令16第33条第２項  平24厚令16第33条第３項  平24厚令16第34条  「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成17年10月20日障発第1020001号当職通知） |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | 自 己 評 価 | |
| 30　勤務体制の確保等  31　業務継続計画の策定等 | (1) 指定福祉型障害児入所施設は，障害児に対し，適切な指定入所支援を提供することができるよう，従業者の勤務の体制を定めているか。  (2) 指定福祉型障害児入所施設は，当該指定福祉型障害児入所施設の従業者によって指定入所支援を提供しているか。  （ただし，障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については，この限りではない。）  (3) 指定福祉型障害児入所施設は，従業者の資質の向上のために，その研修の機会を確保しているか。  (4) 指定福祉型障害児入所施設は，適切な指定入所支援の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。  (1) 指定福祉型障害児入所施設は，感染症や非常災害の発生時において，利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施するための，及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。  (2) 指定福祉型障害児入所施設は，従業者に対し，業務継続計画について周知するとともに，必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。  (3) 指定福祉型障害児入所施設は，定期的に業務継続計画の見直しを行い，必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。  ※経過措置（令和６年３月31日までの間は努力義務） | | | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | 特 記 事 項 | |
| ○　施設ごとに，原則として月ごとに勤務表を作成し，従業者の日々の勤務時間，常勤・非常勤の別，管理者との業務関係等を明確にすること。（解釈通知第三の３(30)①）  ○　障害児の支援に直接影響を及ばさない業務については，第三者への委託等を行うことを認める。（解釈通知第三の３(30)②）  ○　従業者の資質の向上を図るため，研修機関が実施する研修や当該施設内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。（解釈通知第三の３(30)③）  ○業務継続計画の項目等  ①感染症に係る業務継続計画  　ア　平時からの備え（体制構築・整備，感染症防止に向けた取組の実施，備蓄品の確保等）  　イ　初動対応  　ウ　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携，濃厚接触者への対応，関係者との情報共有等）  ②災害に係る業務継続計画  ア　平常時の対応（建物・設備の安全対策，電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策，必要品の備蓄等  　イ　緊急時の対応（業務継続計画発動基準，対応体制等）  　ウ　他施設及び地域との連携  （想定される災害等は地域によって異なるものであることから，実態に応じて項目を設定すること。）  （解釈通知第三の３(31)②） | | ○従業者の勤務表  ○勤務形態一覧表又は雇用形態が分かる書類  ○研修計画  ○研修実施記録  ○就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類  ○業務継続計画  ○研修及び訓練を実施したことが分かる書類  ○業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類 | 平24厚令16第35条第１項  平24厚令16第35条第２項  平24厚令16第35条第３項  平24厚令16第35条第４項  平24厚令16第35条の２  第１項  平24厚令16第35条の２  第２項  平24厚令16第35条の２  第３項 | |  | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 32　定員の遵守  33　非常災害対策  34　安全計画の策定  　等 | 指定福祉型障害児入所施設は，入所定員及び居室の定員を超えて入所させていないか。（ただし，災害，虐待その他のやむを得ない事情がある場合は，この限りでない。）  (1) 指定福祉型障害児入所施設は，消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに，非常災害に関する具体的計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し，それらを定期的に従業者に周知しているか。  (2) 指定福祉型障害児入所施設は，非常災害に備えるため，定期的に避難，救出その他必要な訓練を行っているか。  (3) 指定福祉型障害児入所施設は，(2)の訓練の実施に当たっ　て，地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。  (1) 指定福祉型障害児入所施設は，障害児の安全の確保を図るため，当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検，従業者，障害児等に対する施設外での活動，取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導，従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し，当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。  (2) 指定福祉型障害児入所施設は，従業者に対し，安全計画について周知するとともに，(1)の研修及び訓練を定期的に実施しているか。  (3) 指定福祉型障害児入所施設は，定期的に安全計画の見直しを行い，必要に応じて安全計画の変更を行っているか。 | いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

○　次に該当する入所定員を超えた障害児の受け入れについては，適正なサービスの提供が確保されることを前提とし，地域の社会資源の状況等から新規の障害児を当該指定障害児入所施設において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存在する場合に限り，可能とする。

　①　1日当たりの障害児の数

　　ア　入所定員50人以下の場合

　１日の障害児の数が，入所定員に100分の110を乗じて得た数以下となっていること。

イ　利用定員51人以上の場合

　１日の障害児の数が，入所定員に当該入所定員から50を差し引いた数に，100分の５を乗じた数に，５を加えた数を加えて得た数以下となっていること。

②　過去３月間の障害児の数

直近の過去３月間の障害児の延べ数が，入所定員に開所日数を乗じて得た数に，100分の105を乗じて得た数以下となっていること。（解釈通知第三の３(32)）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | 特 記 事 項 | |
| ○ 「非常災害に関する具体的計画」とは，消防法施行規則第３条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害，地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合，消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は，消防法第８条の規定に基づき定められる者に行わせること。（解釈通知第三の３(33)③）  ○　「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは，火災等の災害時に，地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに，日頃から消防団や地域住民との連携を図り，火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを行うこと。  (解釈通知第三の３(33)④) | | ○運営規程  ○利用者数が分かる書類（利用者名簿等）  ○非常災害時対応マニュアル（対応計画）  ○運営規程  ○通報・連絡体制  ○消防用設備点検の記録  ○避難訓練の記録  ○消防署への届出  ○地域住民が訓練に参加していることが分かる書類  ○安全計画に関する書類  ○研修及び訓練を実施したことが分かる書類  ○安全計画に関する書類 | 平24厚令16第36条  平24厚令16第37条第１項  平24厚令16第37条第２項  平24厚令16第37条第３項  平24厚令16第37条の２第１項  平24厚令16第37条の２第２項  平24厚令16第37条の２第３項 | |  | |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | 自 己 評 価 | |
| 35　自動車を運行する場合の所在の確認  36　衛生管理等  37　協力医療機関等 | 指定福祉型障害児入所施設は，障害児の施設外での活動，取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは，障害児の乗車及び降車の際に，点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により，障害児の所在を確認しているか。  (1) 指定福祉型障害児入所施設は，障害児の使用する設備及び飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要となる措置を講ずるとともに，健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。  (2) 指定福祉型障害児入所施設は，当該指定福祉型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し，又はまん延しないように，次に掲げる措置を講じているか。  ①　当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに，その結果について,従業者に周知徹底を図っているか。  ②　当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。  ③　当該指定福祉型障害児入所施設において，従業者に対　し，感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施しているか。  (3) 指定福祉型障害児入所施設は，障害児の希望等を勘案し，適切な方法により，障害児を入浴させ又は清しきしているか。  ※経過措置（令和６年３月31日までの間は努力義務）  (1) 指定福祉型障害児入所施設は，障害児の病状の急変等に備えるため，あらかじめ，協力医療機関を定めているか。  （協力医療機関名：　　　　　　　　　　　 　）  (2) 指定福祉型入所施設は，あらかじめ，協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。  （協力歯科医療機関名：　　　　　　　　　 　） | | | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない | |

○　感染症又は食中毒が発生し又はまん延しないように講ずるべき措置

➀　感染対策委員会の開催

入所者の状況など施設の状況に応じ，おおむね３月に１回以上定期的に開催するとともに，感染症の流行時期等を勘案して必要の応じ随時開催する必要がある。

②　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備

　　　指針には，平常時の対策及び発生時の対策を規定する。また，発生時における施設内の連絡体制や関係機関への連絡体制を整備し，明記しておくことも必要である。

③　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修の実施

　　　当該施設の指針に基づいた研修プログラムを作成し，定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに，新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また，調理や清掃などの業務を委託する場合には，委託を受けて行う者に対しても，施設の指針が周知されるようにする必要がある。

④　感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の実施

　　　平時から，実際に感染症が発生した場合を想定し，発生時の対応について，訓練（シミュレーション）を定期的（年２回以上）に行うことが必要である。（解釈通知第三の３(34)②）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　特に，従業者が感染源となることを予防し，また従業者を感染の危険から守るため，手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じること。  （留意点）  　①　感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について，必要に応じ保健所の助言，指導を求めるとともに，密接な連携を保つこと。  　②　特にインフルエンザ対策，腸管出血性大腸菌感染症対策，レジオネラ症対策等については，その発生及びまん延を防止するための措置について，別途通知等が発出されているので，これに基づき，適切な措置を講じること。  　③ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。（解釈通知第三の３(34)①） | ○自動車運行状況並びに所在を確認したことが分かる書類  ○衛生管理に関する書類  ○同上  ○委員会議事録  ○感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針  ○研修及び訓練を実施したことが分かる書類  ○ケース記録  ○協力医療機関との契約書又は確約書 | 平24厚令16第37条の３  平24厚令16第38条第１項  平24厚令16第38条第２項  平24厚令16第38条第３項  ○　感染症又は食中毒が発生し又はまん延しないように講ずるべき措置  ➀　感染対策委員会の開催  入所者の状況など施設の状況に応じ，おおむね３月に１回以上定期的に開催するとともに，感染症の流行時期等を勘案して必要の応じ随時開催する必要がある。  ②　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備  　　　指針には，平常時の対策及び発生時の対策を規定する。また，発生時における施設内の連絡体制や関係機関への連絡体制を整備し，明記しておくことも必要である。  ③　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修の実施  　　　当該施設の指針に基づいた研修プログラムを作成し，定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに，新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また，調理や清掃などの業務を委託する場合には，委託を受けて行う者に対しても，施設の指針が周知されるようにする必要がある。  ④　感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の実施  　　　平時から，実際に感染症が発生した場合を想定し，発生時の対応について，訓練（シミュレーション）を定期的（年２回以上）に行うことが必要である。（解釈通知第三の３(34)②）  平24厚令16第39条第１項  平24厚令16第39条第２項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 38　掲示  39　身体拘束等の禁止 | (3) 指定福祉型障害児入所施設は，感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（(4)において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で，新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症，同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。(4)において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めているか。  (4) 指定福祉型障害児入所施設は，協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては，当該第二種協定指定医療機関との間で，新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。  指定福祉型障害児入所施設は，当該指定福祉型障害児入所施設の見やすい場所に，運営規程の概要，従業者の勤務の体制，協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は，指定福祉型障害児入所施設は，これらの事項を記載した書面を当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け，かつ，これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。  (1) 指定福祉型障害児入所施設は，指定入所支援の提供に当たっては，当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体拘束その他障害児の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。  (2) 指定福祉型障害児入所施設は，やむを得ず身体拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。  (3) 指定福祉型障害児入所施設は，身体拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じているか。  ①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図っている　か。  ②　身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。  ③　従業者に対し，身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| 39　身体拘束等の禁止  ○　「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」は，施設に従事する幅広い職種により構成する。構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに，専任の身体拘束等の適正化対策を担当する者を決めておくことが必要である。（解釈通知第三の３(37)②）  ○　「身体拘束等の適正化のための指針」には，次のような項目を盛り込むこととする。  ➀　施設における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方  ②　身体拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項  ③　身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針  ④　施設内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針  ⑤　身体拘束等発生時の対応に関する基本方針  ⑥　障害児又はその家族等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  ⑦　その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針（解釈通知第三の３(37)③  ○　従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施に当たっては，身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに，当該施設の指針に基づき，適正化の徹底を図るものとする。  　　職員教育を組織的に徹底させていくためには，当該施設の指針に基づいたプログラムを作成し，定期的な研修（年１回以上）するとともに，新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。（解釈通知第三の３(37)④） | ○施設の掲示物又は備え付け閲覧物  ○個別支援計画  ○身体拘束等に関する書類  ○身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録，理由が分かる書類等）  ○委員会議事録  ○身体拘束等の適正化のための指針  ○研修を実施したことが分かる書類 | 平24厚令16第39条第３項  平24厚令16第39条第４項  平24厚令16第40条第１項，第２項  平24厚令16第41条第１項  平24厚令16第41条第２項  平24厚令16第41条第３項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 40　虐待等の禁止 | (1) 指定福祉型障害児入所施設の従業者は，障害児に対し，法第33条の10各号に掲げる行為（被措置児童等虐待※）その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。  【※法第33条の10各号に掲げる行為（被措置児童等虐待）】  ①　身体に外傷が生じ，又は生じるおそれのある暴行を加えること。  ②　わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。  ③　心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置，生活を共にする他の障害児による①，②，④の行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。  ④　著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。  (2) 指定福祉型障害児入所施設は，虐待の発生又はその再発を防止するため，次に掲げる措置を講じているか。  ①　当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図っているか。  ②　当該指定福祉型障害児入所施設において，従業者に対　し，虐待の防止ための研修を定期的に実施しているか。  ③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 | いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　虐待防止委員会の役割は，  　・　虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修，労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり，指針の作成）   * 虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）   ・　虐待発生時の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じやすい場合，事実検証の上，再発防止策を検討，実行）  の３つがある。  　　虐待防止委員会は，少なくとも１年に１回開催することが必要であるが，身体拘束等適正化検討委員会と開催する職種等相互に関係が深いと認めることも可能であることから，虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。（解釈通知第三の３(38)➀）  ○　従事者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては，虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに，指針を作成した事業所においては当該指針に基づき，虐待防止の徹底を図るものとする。  　　職員教育を組織的に徹底させていくためには，当該施設の虐待防止委員会が作成した研修プロフラムを実施し，定期的な研修（年１回以上）するとともに，新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。（解釈通知第三の３(37)③）  ○　虐待防止のための担当者については，児童発達支援管理責任者等を配置すること。（解釈通知第三の３(38)④） | ○個別支援計画  ○虐待防止関係書類（研修記録，虐待防止マニュアル等）  ○ケース記録  ○業務日誌  ○委員会議事録  ○従業者に周知したことが分かる書類  ○研修を実施したことが分かる書類  ○担当者が配置されていることが分かる書類（辞  令，人事記録等） | 平24厚令16第42条第１項  平24厚令16第42条第２項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 41　秘密保持等  42　情報の提供等  43　利益供与等の禁止 | (1) 指定福祉型障害児入所施設の従業者及び管理者は，正当な理由がなく，その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。  (2) 指定福祉型障害児入所施設は，従業者及び管理者であった者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう，必要な措置を講じているか。  (3) 指定福祉型障害児入所施設は，指定障害児通所支援事業　者，指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して，障害児又はその家族に関する情報を提供する際は，あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。  (1) 指定福祉型障害児入所施設は，当該指定福祉型障害児入所施設に入所しようとする障害児が，適切かつ円滑に入所できるように，当該指定福祉型障害児入所施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。  (2）指定福祉型障害児入所施設は，当該指定福祉型障害児入所施設について広告をする場合において，その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。  (1) 指定福祉型障害児入所施設は，障害児相談支援事業を行う者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（障害児相談支援事業者等），障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し，障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として，金品その他の財産上の利益を供与してはいないか。  (2) 指定福祉型障害児入所施設は，障害児相談支援事業者等，障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から，障害児又はその家族を紹介することの対償として，金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いない・いる  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　従業者等が，従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を，従業者との雇用時等に取り決め，例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じること。（解釈通知第三の３(40)②）  ○　従業者が障害児の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を，他の指定障害福祉サービス事業者と共有するためには，あらかじめ，文書により障害児又はその家族から同意を得ること。  　なお，この同意は，サービス提供開始  時に支給決定保護者等から包括的な同  意を得ておくことで足りる。（解釈通知  第三の３(40)③） | ○従業者及び管理者の秘密保持誓約書  ○同上  ○その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等）  ○個人情報同意書  ○情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等）  ○事業者のＨＰ画面・パンフレット | 平24厚令16第44条第１項  平24厚令16第44条第２項  平24厚令16第44条第３項  平24厚令16第45条第１項  平24厚令16第45条第２項  平24厚令16第46条第１項  平24厚令16第46条第２項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 44　苦情解決  45　地域との連携等  46　事故発生時の対応 | (1) 指定福祉型障害児入所施設は，その提供した指定入所支援に関する障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。  (2) 指定福祉型障害児入所施設は，（1）の苦情を受け付けた場合には，当該苦情の内容等を記録しているか。  (3) 指定福祉型障害児入所施設は，その提供した指定入所支援に関し，法第24条の15第１項の規定により県知事（指定都市にあっては指定都市の市長とし，児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市の市長とする。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定福祉型障害児入所施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ，及び障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して県知事が行う調査に協力するとともに，県知事から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  (4) 指定福祉型障害児入所施設は，県知事からの求めがあった場合には，（3）の改善の内容を県知事に報告しているか。  (5) 指定福祉型障害児入所施設は，社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。  指定福祉型障害児入所施設は，その運営に当たっては，地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。  (1) 指定福祉型障害児入所施設は，障害児に対する指定入所支援の提供により事故が発生した場合は，速やかに県，当該障害児の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じているか。  (2) 指定福祉型障害児入所施設は，(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について，記録しているか。  (3) 指定福祉型障害児入所施設は，障害児に対する指定入所支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行っているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　「必要な措置」とは，相談窓口，苦情解決の体制及び手順等当該施設等における苦情を解決するための措置を講ずることをいう。  　　当該措置の概要については，入所給付決定保護者等にサービスの内容を説明する文書に記載し，施設に掲示することが望ましい。(解釈通知第三の３(42)①)  ○　苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち，苦情の内容を踏まえ，サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。(解釈通知第三の３(42②)  ○　障害児に対する指定入所支援の提供により事故が発生した場合の対応方法について，あらかじめ定めておくことが望ましい。（解釈通知第三の３(44①）  ○　賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため，損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。（解釈通知第三の３(44②）  ○　事故が生じた際にはその原因を解明し，再発生を防ぐための対策を講じること。（解釈通知第三の３(44③） | ○苦情受付簿  ○重要事項説明書○契約書  ○施設の掲示物  ○苦情者への対応記録  ○苦情対応マニュアル  ○市町村又は県からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類  ○県等への報告書  ○運営適正化委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料  ○事故対応マニュアル  ○県，市町村，家族等への報告記録  ○事故の対応記録  ○ヒヤリハットの記録  ○再発防止の検討記録  ○損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料（賠償責任保険書類等） | 平24厚令16第47条第１項  平24厚令16第47条第２項  平24厚令16第47条第３項  平24厚令16第47条第４項  平24厚令16第47条第５項  平24厚令16第48条  平24厚令16第49条第１項  平24厚令16第49条第２項  平24厚令16第49条第３項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 47　会計の区分  48　記録の整備  49　電磁的記録等 | 指定福祉型障害児入所施設は，当該指定福祉型障害児入所施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。  (1) 指定福祉型障害入所施設は，従業者，設備，備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。  (2) 指定福祉型障害児入所施設は，障害児に対する指定入所支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し，当該指定入所支援を提供した日から５年間保存しているか。  一　入所支援計画及び移行支援計画  　　二　提供した指定入所支援に係る必要な事項の提供の記録  　　三　県への通知に係る記録  　　四　身体拘束等の記録  　　五　苦情の内容等の記録  　　六　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  (1) 指定障害児入所施設等及びその従業者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（９の（１）の受給者証記載事項又は５の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができているか。  (2) 指定障害児入所施設等及びその従業者は，交付，説明，同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち，書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ，書面に代えて，電磁的方法（電子的方法，磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○収支予算書・決算書等の会計書類  ○職員名簿  ○設備・備品台帳簿等の会計書類  ○左記一から六までの書類  ○電磁的記録簿冊 | 平24厚令16第50条  平24厚令16第51条第１項  平24厚令16第51条第２項  平24厚令16第58条第１項  平24厚令16第58条第２項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 第５　変更の届出等  第６　障害児入所給付費の算定及び取扱い  １　基本事項  ２　福祉型障害児入所施設給付費  （減算が行われる場合）  （定員超過減算）  （個別支援計画未作成減算） | 指定障害児入所施設の設置者は，設置者の住所その他児童福祉法施行規則で定める事項に変更があったときは，児童福祉法施行規則で定めるところにより，10日以内に，その旨を県知事に届け出ているか。  (1) 指定福祉型障害児入所施設における指定入所支援に要する費用の額は，平成24年厚生労働省告示第123号の別表「障害児入所給付費単位数表」の第１の１（注５から注７までを除く。），２及び４から11までにより算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「こども家庭庁長官が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額に，同表第１の１(注５から注７までに限る。)及び３により算定する単位数に十円を乗じて得た額を加えた額を算定しているか。  (2) (1)の規定により，指定福祉型障害児入所施設における指定入所支援に要する費用の額を算定した場合において，その額に１円未満の端数があるときは，その端数金額は切り捨てて算定しているか。  (1) 指定福祉型障害児入所施設において，指定入所支援を行った場合に，障害児の障害種別及び入所定員に応じて，それぞれ所定単位数を算定しているか。  ただし，地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合は，所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。  (2) 福祉型障害児入所施設給付費の算定に当たって，次の①又は②のいずれかに該当する場合に，それぞれ①又は②に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。  　①　障害児の数が平成24年厚生労働省告示第271号「こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準，従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」の四の表の上欄に該当する場合　同表下欄に定める割合  ②　指定入所支援の提供に当たって，平成24年厚生労働省令第16号「児童福祉法に基づく指定福祉型障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準」（指定入所基準）第21条の規定に従い，入所支援計画が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ，それぞれ次に掲げる割合  　　（一）入所支援計画が作成されていない期間が３月未満の場合　100分の70  　　（二）入所支援計画が作成されていない期間が３月以上の場合　100分の50 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　右記根拠法令の告示等により算定すること。（以下同じ）  ※　告示：「児童福祉法に基づく指定入所支援及び基準該当施設に要する費用の算定に関する基準（平成24年３月14日厚生労働省告示第123号）」  ※　関連告示：「こども家庭庁長官が定める一単位の単価（平成24年３月24日付厚生労働省告示128号）」によること。  ※　施設基準告示：「こども家庭庁長官が定める施設基準（平成24年３月30日付厚生労働省告示269号）」によること。  ※　平24厚労告270号：「こども家庭庁長官が定める児童等（平成24年３月30日厚生労働省告示第270号）」によること。  ※　平成24厚労告271号：「こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準，従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合（平成24年３月30日厚生労働省告示第271号）」によること。 | ○変更届（控）  ○体制等状況一覧表  ○当該加算の届出書等  ○障害児入所給付費請求書(控)  ○障害児入所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○入所支援計画  ○実績記録  ○同上  ○同上 | 法第24条の13第  施行規則第25条の22  法第24条の２第２項  平24厚告123の一  平24厚告128  平24厚告123の二  平24厚告123の別表第１の１の注１  平24厚告123の別表第１の１の注２  平24厚労告271の四 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自　己　評　価 |
| （身体拘束廃止未実施減算）  （虐待防止措置未実施減算）  （業務継続計画未策定減算）  ※R7.4.21より適用  （情報公表未報告減算）  （日中活動支援加算） | 指定福祉型障害児入所施設が，やむを得ず身体拘束等を行う場合に，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合又は身体拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じていない場合は，所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。  イ　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図ること。  ロ　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。  ハ　従業者に対し，身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施することとしているか。  　指定福祉型障害児入所施設は，虐待の発生又はその再発を防止するため，次に掲げる措置を講じていない場合は，所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。  　イ　当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図っているか。  ロ　当該指定福祉型障害児入所施設において，従業者に対し，虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。  ハ　イ及びロに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。  　指定入所基準第35条の２第１項に規定する基準を満たしていない場合は，所定単位数の100分の３に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。  　法第33条の18第１項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は，所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。  　平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十二号の十七に適合するものとして県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市（指定都市）又は法第59条の４第１項の児童相談所設置市（児童相談所設置市）にあっては，指定都市又は児童相談所設置市の市長。）に届け出た指定福祉型障害児入所施設において，平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十二号の三十三に適合する指定入所支援を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関係書類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ※　こども家庭庁長官が定める施設基準  平成24年３月30日厚生労働省告示第269号・第13  当分の間，県知事が適当と認めた施設については，この施設基準を満たすものとみなすことができる。 | ○第４の39に定め  る確認文書等  ○体制等状況一覧表  ○当該加算の届出書等  ○障害児入所給付費請求書(控)  ○障害児入所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○入所支援計画  ○実績記録  ○第４の40に定める確認文書等  ○第４の31に定める確認文書等  ○体制等状況一覧表  ○当該加算の届出書等 | 平24厚告123の別表第１の１の注３  平24厚告123の別表第１の１の注３の２  平24厚告123の別表第１の１の注３の３  平24厚告123の別表第１の１の注３の４  平24厚告123の別表第１の１の注４  平24厚告269第十二号の十七  平24厚告270第十二号の  三十三 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| （重度障害児支援加算） | (1)　平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十三号に適合するものとして県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において，重度障害児（次のイに規定する障害児，次のハ及びホに規定する盲児又はろうあ児並びに次のトに規定する肢体不自由児をいう。）に対し，指定入所支援を行った場合（イ，ロ又はトについては，該当する重度障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に，重度障害児の障害種別に応じて，重度障害児支援加算として，１日につき，所定単位数を加算しているか。  ただし，強度行動障害特別支援加算が算定される場合は加算していないか。  イ　主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において，次の①又は②のいずれかに該当する障害児に対し指定入所支援を行った場合（ロに該当する場合を除く。）  ①　次のいずれかに該当する知的障害児又は自閉症児であって，知能指数がおおむね35以下と判定されたもの  （一）食事，洗面，排泄，衣服の着脱等の日常生活動作の介助を必要とし，社会生活への適応が著しく困難である者  （二）頻繁なてんかん様発作又は失禁，食べられないものを口に入れる，興奮，寡動その他の問題行為を有し，監護を必要とする者  ②　盲児，ろうあ児又は肢体不自由児であって知能指数がおおむね50以下と判定されたもの  ロ　主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において，イに規定する障害児であって，次の①から③までのいずれかに該当するものに対し指定入所支援を行った場合  ①　６歳未満である者  ②　医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児を入所させる施設に限る。）を退所後３年未満である者  ③　入所後１年未満である者  ハ　主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において，次の①又は②のいずれかに該当する盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合（ニに該当する場合を除く。）  ①　知的障害を有するために，特別の支援を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められるもの  ②　機能障害が重度であって，食事，洗面，排泄，衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とするもの  ニ　主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において，ハに規定する盲児又はろうあ児のうち，知能指数が35以下と判定されたものであって，入所後１年未満のもの | いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○体制等状況一覧表  ○当該加算の届出書等  ○障害児入所給付費請求書(控)  ○障害児入所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○入所支援計画  ○実績記録 | 平24厚告123の別表第１の１の注５  平24厚告269第十三号 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | ホ　主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において，次の①又は②のいずれかに該当する盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合（ヘに該当する場合を除く。）  ①　知的障害を有するために，特別の支援を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められるもの  ②　機能障害が重度であって，食事，洗面，排泄，衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とするもの  ヘ　主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において，ホに規定する盲児又はろうあ児のうち，知能指数が35以下と判定されたものであって，入所後１年未満のもの  ト　主として肢体不自由児を受け入れる指定福祉型障害児入所施設において，次の①又は②のいずれかに該当する肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合  ①　各種補装具を用いても身体の移動が困難である者  ②　機能障害が重度であって，食事，洗面，排泄，衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とする者又は喀痰吸引等を必要とする者  (2)　(1)の重度障害児支援加算を算定している指定福祉型障害児入所施設であって，平成24年厚生労働省告示第269号　　「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十三号の二に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において，(1)のイの ①の(二)又はハの①若しくはホの①に規定する者に対し，平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十三号に該当する指定入所支援を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ※　平成24年３月30日厚生労働省告示第269号・第13の２  福祉型障害児入所施設の従業者のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）（居宅介護従業者基準別表第８に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）の課程を修了し,当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を１以上配置し,支援計画シート等を作成すること  ※　平成24年３月30日厚生労働省告示第270号・第12の２（準用第１の５）  　　強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し，当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者が指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行うこと。 | ○体制等状況一覧表  ○当該加算の届出書等  ○障害児入所給付費請求書(控)  ○障害児入所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○入所支援計画  ○実績記録 | 平24厚告123の別表第１の１の注５の２  平24厚告269の十三の二  平24厚労告270の十二の二 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| （重度重複障害児加算）  （強度行動障害児特別支援加算）  （乳幼児加算）    （心理担当職員配置加算） | 重度障害児支援加算５の（１）に該当する重度障害児であって，視覚障害，聴覚若しくは平衡機能の障害，音声機能，言語機能若しくはそしゃく機能の障害，肢体不自由，内部障害（心臓，じん臓，呼吸器，ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能，ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能又は肝臓の機能の障害をいう。），知的障害又は精神障害（知的障害を除く。）のうち３以上の障害を有する児童である障害児に対し，指定福祉型障害児入所施設において，指定入所支援を行った場合に，重度重複障害児加算として，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，強度行動障害児特別支援加算が算定している場合は，加算していないか。  平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十四号に適合するものとして県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において，次のイ又はロに掲げる指定入所支援を行った場合に，強度行動障害児特別支援加算として，１日につき所定単位数を加算しているか。さらに，加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については，所定単位数を加算しているか。  ただし，イ又はロのいずれかの加算を算定しているときは，その他の加算は算定していないか。  イ　平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十四号のイに適合する強度の行動障害を有する児童に対して，同告示第十三号に適合する指定入所支援を行った場合（強度行動障害児特別支援加算(Ⅰ)）  ロ　平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十四号のロに適合する強度の行動障害を有する児童に対して，同告示第十三号の二に適合する指定入所支援を行った場合（強度行動障害児特別支援加算(Ⅱ)）  指定福祉型障害児入所施設において乳幼児である障害児に対して，指定入所支援を行った場合に，乳幼児加算として，１日につき所定単位数を加算しているか。  平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十五号に適合するものとして県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において，指定入所支援を行った場合に，心理担当職員配置加算として，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は，加算していないか。  ※　こども家庭庁長官が定める施設基準  平成24年３月30日厚生労働省告示第269号・第15  　　次のイからニまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。  イ　「第２　人員に関する基準」に掲げる従業者の員数に加えて，心理指導担当職員を１以上配置していること。  ロ　心理指導担当職員は，学校教育法の規定による大学の学部で心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって，個人及び集団心理療法の技術を有するものであること。  ハ　心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。  ニ　心的外傷のため心理指導が必要と児童相談所長が認めた障害児が５人以上いること。 | いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| （強度行動障害児特別支援加算）  ［こども家庭庁長官が定める施設基準  平成24年３月30日厚生労働省告示第269号・第14］  　　次のイからへまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。  イ　指定福祉型障害児入所施設（主として知的障害児又は自閉症児を入所させるものに限る。以下 この号において同じ。）の職務に月に１回以上従事する知的障害児又は自閉症児の診療に相当の経験を有する医師を１以上配置すること。  ロ　「第２　人員に関する基準」に定める従業者の員数に加えて，常勤の児童指導員の員数が，次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。  (1)　加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）の数が４人以下の指定福祉型障害児入所施設にあっては，２以上  (2)　加算対象児の数が５人以上の指定福祉型障害児入所施設にあっては，２に，障害児の数が４を超えてその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  ハ　福祉型障害児入所施設の従業者のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し,当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を１以上配置し,支援計画シート等を作成すること。ただし,平成30年３月31日までの間は,平成27年３月31日において児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成27年厚生労働省告示第169号）による改正前の入所給付費単位数表第１の１の福祉型障害児入所施設給付費の注７の強度行動障害児特別支援加算の算定を受けている指定福祉型障害児入所施設において,強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の受講を予定している者を配置している場合は,当該基準に適合するものとみなす。  ニ　心理指導担当職員を１以上配置すること。  ホ　加算対象児の居室は，原則として個室とすること。ただし，指導及び訓練上の必要がある場合には，２人用居室として差し支えないものとすること。  へ　行動改善室，観察室等の行動障害の軽減のための各種の指導，訓練等を行うために必要な設備を設けること。 | ○体制等状況一覧表  ○当該加算の届出書等  ○障害児入所給付費請求書(控)  ○障害児入所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○入所支援計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上 | 平24厚告123の別表第１の１  の注６  平24厚告123の別表第１の１の注７  平24厚告269第十四号  平24厚労告270第十四号  平24厚告123の別表第１の１の注８  平24厚告123の別表第１の１の注９  平24厚告269第十五号 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| （公認心理師）  （看護職員配置加算（Ⅰ））  （看護職員配置加算（Ⅱ））  （児童指導員等加配加算）    （ソーシャルワーカー配置加算） | 公認心理師を１人配置しているものとして県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（９の心理担当職員配置加算を算定している福祉型障害児入所施設に限る。）において，指定入所支援を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  指定入所基準に定める員数の従業者に加え，看護職員（保健師，助産師，看護師又は准看護師）を１以上配置しているものとして県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において，指定入所支援を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」十五の二に適合するものとして県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において，指定入所支援を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために，指定入所基準に定める員数の従業者に加え,理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，保育士，若しくは平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」十三の二に適合する専門職員（理学療法士等）又は児童指導員若しくは平成24年厚生労働省告示第270号十三の三に適合する者（児童指導員等）を１以上配置しているものとして県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において，指定入所支援を行った場合に,１日につき所定単位数を加算しているか。  障害児が指定福祉型障害児入所施設に入所し，又は退所後に地域における生活に移行するに当たり，障害児の家族及び地域との連携の強化を図るために，指定入所基準に定める員数の従業員に加え，社会福祉士又は５年以上障害福祉サービス，相談支援，障害児通所支援，障害児入所支援，障害児入所支援若しくは障害児相談支援に係る業務に従事した者（社会福祉士等）を１以上配置しているものとして県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において，指定入所支援を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○体制等状況一覧表  ○当該加算の届出書等  ○障害児入所給付費請求書(控)  ○障害児入所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○入所支援計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平24厚告123の別表第１の１の注10  平24厚告123の別表第１の１の注11  平24厚告123の別表第１の１の注12  平24厚告269の十五の二  平24厚告123の別表第１の１の注13  平24厚労告270の十三の二  平24厚労告270の十三の三  平24厚告123の別表第１の１の注14 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ３　入院・外泊時加算  ４　自活訓練加算 | (1) 入院・外泊時加算（Ⅰ）については，障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊（体験的な指定共同生活援助の利用，体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用及び体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に伴う外泊を含む。）を認めた場合に，入院し，又は外泊した翌日から起算して８日を限度として，入所定員に応じ，所定単位数（地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合にあっては，所定単位数に1000分の965に相当する単位数）を算定しているか。  ただし，入院又は外泊の初日及び最終日は，算定していないか。  (2) 入院・外泊時加算（Ⅱ）については，障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊を認めた場合であって，施設従業者（指定入所基準第４条の規定により指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者をいう。）（栄養士及び管理栄養士並びに調理員を除く。）が，入所支援計画に基づき，当該障害児に対し，支援を行った場合に，入院し，又は外泊した翌日から起算して８日を超えた日から82日を限度として，入所定員に応じ，所定単位数（地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合にあっては，所定単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定しているか。  ただし，入院又は外泊の初日及び最終日は，算定していないか。  (1) 個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）が認めた障害児に対し，平成24年厚生労働省告示第269号 「こども家庭庁長官が定める施設基準」の十六に適合するものとして県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において，平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」の十五に適合する自活に必要な訓練（自活訓練）を行った場合に，当該障害児１人につき360日間を限度として所定単位数を加算しているか。  (2) 自活訓練加算（Ⅰ）については自活訓練加算（Ⅱ）以外の場合に，自活訓練加算（Ⅱ）については自活訓練を行うための居室をそれ以外の居室がある建物の同一敷地内に確保することが困難である場合であって，当該建物と密接な連携が確保できる範囲内の距離にある借家等において自活訓練を行ったときに，所定単位数を加算しているか。  (3) 同一の障害児について，同一の指定福祉型障害児入所施設に入所中１回を限度として加算しているか。 | いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| 【３　入院・外泊時加算における外泊】  障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第９の１の注１に規定する指定共同生活介護（以下「指定共同生活介護」という。）及び介護給付費等単位数表第15の１の注６に規定する体験的な指定共同生活援助の利用及び介護給付費単位数表第15の１の２の注８及び注９に規定する体験的な日中サービス支援型共同生活援助及び介護給付費単位数表第15の２の２の注６に規定する体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用にともなう外泊を含む。(2)でも同じ。  【４　自活訓練加算】  ※　こども家庭庁長官が定める施設基準  平成24年３月30日厚生労働省告示第269号  第16  次のイ及びロに掲げる基準のいずれにも適合すること。  イ　原則として，主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設と同一の敷地内に，自活訓練を実施するための独立した建物を確保すること。  ロ　自活訓練加算の対象となる障害児の居室が，次の(1)及び(2) に掲げる基準のいずれにも適合すること。  (1)　原則として個室とすること。  (2)　通常の家庭生活に必要な設備を設けること。  ※　こども家庭庁長官が定める基準に適合する自活に必要な訓練  平成24年３月30日厚生労働省告示第270号第14  　　次のイからトまでに掲げるいずれにも該当する場合  イ　自活訓練加算の対象となる障害児(以下「加算対象児」という。)に係る入所支援計画を踏まえ，加算対象児の６月間の個人生活，職場生活等の社会生活及び余暇の活用方法に関する指導のための計画(以下「自活訓練計画」という。)を作成するとともに，当該自活訓練計画に基づき，適切に訓練を行うこと。  ロ　自活訓練計画の作成後においては，その実施状況の把握を行うとともに，加算対象児の自活に向けて解決すべき課題を把握し，必要に応じて当該自活訓練計画の見直しを行うこと。  ハ　自活訓練計画の作成又は見直しに当たって，加算対象児に係る入所給付決定保護者及び加算対象児に対し当該自活訓練計画の作成又は見直しについて説明するとともに，その同意を得ること。  ニ　加算対象児ごとの訓練記録を作成すること。  ホ　加算対象児の退所後の住居の確保に努めること。  ヘ　加算対象児の家族，特別支援学校及び公共職業安定所等の関係機関との密接な連携により，加算対象児が退所後円滑に就労できるよう努めること。  ト　自活訓練の開始後２年以上を経過した指定福祉型障害児入所施設にあっては，過去２年間において自活訓練を受けた障害児のうち１人以上が退所していること。 | ○体制等状況一覧表  ○当該加算の届出書等  ○障害児入所給付費請求書(控)  ○障害児入所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○入所支援計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平24厚告123の別表第１の２の注１  平24厚告123の別表第１の２の注２  平24厚告123の別表第１の３の注１  平24厚告269第十六号  平24厚労告270第十五号  平24厚告123の別表第１の３の注２  平24厚告123の別表第１の３の注３ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ５　入院時特別支援加　算  ６　福祉専門職員配置等加算 | 指定福祉型障害児入所施設において，家族等から入院に係る支援を受けることが困難な障害児が病院又は診療所（当該指定福祉型障害児入所施設の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に，施設従業者（栄養士及び管理栄養士並びに調理員を除く。）が，入所支援計画に基づき，当該病院又は診療所を訪問し，当該病院又は診療所との連絡調整，被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に，１月につき１回を限度として，入院期間の日数の合計に応じ，所定単位数を算定しているか。  (1) 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）については，指定入所基準第４条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち，社会福祉士，介護福祉士，精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において，指定入所支援を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  (2) 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）については，児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち，社会福祉士，介護福祉士，精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において，指定入所支援を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，この場合において，（１）の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を算定している場合は，算定していないか。  (3) 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）については，次の①又は②のいずれかに該当するものとして県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において，指定入所支援を行った場合　に，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，この場合において，（１）の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（２）の福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）を算定している場合は，算定していないか。  ①　指定入所基準第４条の規定により置くべき児童指導員又は保育士（児童指導員等）として配置されている従業者のうち，常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。  　　②　児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち，３年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○体制等状況一覧表  ○当該加算の届出書等  ○障害児入所給付費請求書(控)  ○障害児入所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○入所支援計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上 | 平24厚告123の別表第１の４の注  平24厚告123の別表第１の５の注１  平24厚告123の別表第１の５の注２  平24厚告123の別表第１の５の注３ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ７　家族支援加算  ８　地域移行加算  ９　移行支援関係機関連携加算 | 指定福祉型障害児入所施設において，施設従業者（栄養士及び管理栄養士並びに調理員を除く。）が，入所支援計画に基づき，あらかじめ入所給付決定保護者の同意を得て，障害児及びその家族（障害児のきょうだいを含む。）等に対する相談援助を行った場合に，イ又はロそれぞれについて，１日につき１回及び１月につき２回を限度として，イ又はロに掲げる場合に応じ，それぞれに掲げる所定単位数を加算しているか。  ただし，８の地域移行加算を算定しているときは，算定していないか。  イ　家族支援加算（Ⅰ）  　⑴　障害児の家族等の居宅を訪問して相談援助を行った場合  　　㈠　所要時間１時間以上の場合  　　㈡　所要時間１時間未満の場合  　⑵　指定福祉型障害児入所施設等において対面により相談援助を行った場合  　⑶　テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合  ロ　家族支援加算（Ⅱ）  　⑴　対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合  　⑵　テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合  入所期間が１月を超えると見込まれる障害児の退所に先立って，施設従業者が，当該障害児に対して，退所後の生活について相談援助を行い，かつ，当該障害児が退所後生活する居宅を訪問し，当該障害児及びその家族等に対して退所後の障害児の生活についての相談援助及び連絡調整を行った場合に，入所中２回を限度として所定単位数を加算し，当該障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し，当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に，退所後１回を限度として所定単位数を加算しているか。  指定福祉型障害児入所施設において，移行支援計画の作成又は変更に当たって，関係者（都道府県，市町村及び教育機関並びに指定特定相談支援事業者又は基幹相談支援センターその他の障害児の自立した日常生活又は社会生活への移行に関係する者をいう。）により構成される会議を開催し，当該移行支援計画に係る障害児への移行支援について，関係者に対して専門的な見地からの意見を求め，必要な情報の共有及び当該障害児の移行に係る連携調整を行った場合に，１月につき１回を限度として，所定単位数を加算しているか。 | いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○体制等状況一覧表  ○当該加算の届出書等  ○障害児入所給付費請求書(控)  ○障害児入所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○入所支援計画  ○実績記録  ○同上  ○同上 | 平24厚告123の別表第１の５の２の注  平24厚告123の別表第１の６の注  平24厚告123の別表第１の６の２の注 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 10　体験利用支援加算  11　栄養士配置加算 | (1) 現に指定福祉型障害児入所施設に入所している障害児であって，重症心身障害児，重度障害児又は平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十五号の二に適合する強度の行動障害を有する児童であるもの（移行支援計画において体験利用が計画されているものに限る。）が，現に入所している指定福祉型障害児入所施設を退所する予定日から遡って１年間において体験利用を行う場合に，施設従業者（栄養士及び管理栄養士並びに調理員を除く。）が，次のイ及びロのいずれにも該当する支援を行った場合に，１回につき，  ・体験利用支援加算（Ⅰ）については，３日以内  ・体験利用支援加算（Ⅱ）については，５日以内  の期間について，２回を限度として所定単位数を加算しているか。  イ　体験利用の日における新たな環境への適応に対する支援その他の便宜の提供  ロ　体験利用に係る事業者その他の関係者との連絡調整その他の相談援助  (2) 体験利用は，次に掲げる加算に応じ，それぞれ次に定める活動としているか。  　　イ　体験利用支援加算（Ⅰ）　障害福祉サービス（障害者総合支援法第５条第１項に規定する障害福祉サービスをいう。以下同じ。）の体験的な利用その他の体験活動（宿泊を伴うものに限る。）  　　ロ　体験利用支援加算（Ⅱ）　障害福祉サービスの体験的な利用その他の体験活動（イに定めるものを除く。）  (1) 栄養士配置加算（Ⅰ）については，次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において，入所定員に応じ，１日につき所定単位数を加算しているか。  　　①　常勤の管理栄養士又は栄養士を１名以上配置していること。  　　②　障害児の日常生活状況，嗜好等を把握し，安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。  (2) 栄養士配置加算（Ⅱ）については，次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において，入所定員に応じ，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，この場合において，栄養士配置加算（Ⅰ）を算定している場合は，算定していないか。  　　①　管理栄養士又は栄養士を１名以上配置していること。  　　②　障害児の日常生活状況，嗜好等を把握し，安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○体制等状況一覧表  ○当該加算の届出書等  ○障害児入所給付費請求書(控)  ○障害児入所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○入所支援計画  ○実績記録  ○同上  ○同上 | 平24厚告123の別表第１の６の３の注１  平24厚告270第十五号の二  平24厚告123の別表第１の７の注１  平24厚告123の別表第1の７の注２ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 12　栄養マネジメント加算  13　要支援児童加算  14　集中的支援加算 | 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において，指定入所支援を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  イ 常勤の管理栄養士を１名以上配置していること。  ロ 障害児の栄養状態を施設入所時に把握し，医師，管理栄養士，看護師その他の職種が共同して，障害児ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。  ハ 障害児ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに，障害児の栄養状態を定期的に記録していること。  ニ 障害児ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し，必要に応じて当該計画を見直していること。  (1) 要支援児童加算（Ⅰ）については，指定福祉型障害児入所施設が，現に入所している者であって，要保護児童（法第６条の３第８項に規定する要保護児童をいう。）又は要支援児童（同条第５項に規定する要支援児童をいう。）であるものに対する指定入所支援について，児童相談所その他の公的機関又は当該児童の主治医等（「児童相談所等関係機関」という。）との連携を図るため，当該障害児に係る会議を開催又は児童相談所等関係機関が開催する会議に参加し，児童相談所等関係機関との情報の共有及び連携調整を行った場合に，１月に１回を限度として，所定単位数を加算しているか。  (2) 要支援児童加算（Ⅱ）については，平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十六号の二に適合するものとして県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において，要保護児童又は要支援児童に対して平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十五号の三に適合する心理支援を行った場合に，１月につき４回を限度として，所定単位数を加算しているか。  (1) 集中的支援加算（Ⅰ）については，平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十五号の二に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において，広域的支援人材を指定福祉型障害児入所施設に訪問させ，又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して，広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに，３月以内の期間に限り１月に４回を限度として所定単位数を加算しているか。  (2) 集中的支援加算（Ⅱ）については，平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十五号の二に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において，集中的な支援を提供できる体制を備えているものとして県知事が認めた指定福祉型障害児入所施設が，他の指定通所支援を行う事業所，指定障害児入所施設，指定発達支援医療機関等から当該児童を受け入れ，集中的な支援を実施した場合に，３月以内の期間に限り１日につき所定単位数を加算しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○体制等状況一覧表  ○当該加算の届出書等  ○障害児入所給付費請求書(控)  ○障害児入所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○入所支援計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上  ○広域的支援人材を受け入れたことが確認できる資料  ○体制等状況一覧表  ○当該加算の届出書等  ○障害児入所給付費請求書(控)  ○障害児入所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○入所支援計画  ○実績記録 | 平24厚告123の別表第１の８の注  平24厚告123の別表第１の８の２の注１  平24厚告123の別表第１の８の２の注２  平24厚告269第十六号の二  平24厚告270第十五号の三  平24厚告123の別表第１の８の３の注１  平24厚告270第十五号の二  平24厚告123の別表第１の８の３の注２  平24厚告270第十五号の二 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 15　小規模グループケア加算 | (1) 平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十七号に適合するものとして県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において，障害児に対し小規模なグループによる指定入所支援を行った場合（当該障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に，以下のイ～ハに掲げる，当該グループでケアする障害児の数に応じ，当該障害児１人につき所定単位数を加算しているか。  ただし，ハについては，平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」の適用前に建設された指定福祉型障害児入所施設であって，県知事が適当と認めたものに限り，所定単位数を加算しているか。  　　イ　小規模グループケア加算（Ⅰ）（障害児の数が４人から６人まで）  　　ロ　小規模グループケア加算（Ⅱ）（障害児の数が７人又は８人）  　　ハ　小規模グループケア加算（Ⅱ）（障害児の数が９人又は10人）  (2) 小規模グループケア加算（Ⅰ）については，平成24年厚生労働省告示第269号「こども家庭庁長官が定める施設基準」第十七号の二に適合するものとして県知事に届け出た障害児を入所させるための設備等を有する建物（当該建物を設置しようとする者により設置される当該建物以外の指定福祉型障害児入所施設であって当該建物に対する支援機能を有するもの（本体施設という。）との密接な連携を確保しつつ，本体施設とは別の建物で運営される建物に限る。）において，障害児に対し小規模なグループによる指定入所支援を行った場合に，更に当該障害児１人につき所定単位数を加算しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| 【15　小規模グループケア加算】  ※こども家庭庁長官が定める施設基準  平成24年３月30日厚生労働省告示第269号第17  　　次のイからへまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。  イ　指定入所基準第４条に定める従業者の員数に加えて，小規模グループケアの各単位において，専任の児童指導員又は保育士を１以上配置すること。  ロ　設備については，小規模グループケアの各単位において，居室，居間，食堂等入所している障害児が相互に交流できる場所，その他生活に必要な台所，浴室，便所等を有していること。ただし，浴室については，当該小規模グループケアの単位と同一の敷地内にある他の建設の設備を使用することができる場合には設けないことができるものとすること。  ハ　保健衛生及び安全について配慮し，家庭的な雰囲気の中で，担当職員が加算の対象となる障害児に対して障害の特性に応じた適切な援助及び生活指導ができること。  ニ　加算の対象となる障害児の居室は，障害児１人当たりの床面積を4.95平方メートル以上とすること。  ホ　小規模グループケアの単位の入所定員は，４人から８人までとすること。ただし，ロの要件を満たしたこの告示の適用前に建設された施設であって，県知事が適当と認めたものにあっては，入所定員を10人とすることができるものとすること。  へ　小規模グループケアの提供に当たって，小規模グループによるケアの内容を含めた入所支援計画を作成し，当該入所支援計画に基づき，適切に行うこと。 | ○体制等状況一覧表  ○当該加算の届出書等  ○障害児入所給付費請求書(控)  ○障害児入所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○入所支援計画  ○実績記録  ○同上 | 平24厚告123の別表第１の９の注１  平24厚告269第十七号  平24厚告123の別表第１の９の注２  平24厚告269第十七号の二 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 16　障害者支援施設等感染対策向上加算  17　新興感染症等施設療養加算 | (1) 障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）については，以下の①から③までのいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において，１月につき所定単位数を加算しているか。  ①　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で，新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症，同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を行う体制を確保していること。  ②　指定入所基準第46条第１項に規定する協力医療機関その他の医療機関（以下この⑵において「協力医療機関等」という。）との間で，感染症（新興感染症を除く。以下この⑵において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるとともに，感染症の発生時等に，協力医療機関等と連携し適切に対応していること。  ③　診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」という。）の区分番号Ａ２３４－２に規定する感染対策向上加算（（２）において「感染対策向上加算」という。）又は医科診療報酬点数表の区分番号Ａ０００に掲げる初診料の注11及び区分番号Ａ００１に掲げる再診料の注15に規定する外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に１年に１回以上参加していること。  (2) 障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ）については，感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から，３年に１回以上，施設内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において，１月につき所定単位数を加算しているか。  障害児が別にこども家庭庁長官が定める感染症に感染した場合に，相談対応，診療，入院調整等を行う医療機関を確保し，かつ，当該感染症に感染した入所者に対し，適切な感染対策を行った上で，指定入所支援を行った場合に，１月に１回，連続する５日を限度として１日につき所定単位数を加算しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  |  | 平24厚告123の別表第１の９の２の注１  平24厚告123の別表第１の９の２の注２  平24厚告123の別表第１の９の３の注 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 18　福祉・介護職員処遇改善加算 | 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」の十五に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（国，独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神･神経医療研究センターが行う場合を除く｡24において同じ｡）が，障害児に対し，指定入所支援を行った場合には，当該基準に掲げる区分に従い，令和６年５月31日までの間，次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては，次に掲げるその他の加算は算定しない。  イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)  ２から17までにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数  ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)  ２から17までにより算定した単位数の1000分の72に相当する単位数  ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)  ２から17までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数 | いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| 【18　福祉・介護職員処遇改善加算】  ※こども家庭庁長官が定める基準  　平成24年３月30日厚生労働省告示第270号第15  イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)  　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。   1. 福祉・介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が,福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し，当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 2. ①の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し，全ての福祉・介護職員に周知し，県知事に届け出ていること。 3. 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし,経営の悪化等により事業の継続が困難な場合,当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが,その内容について県知事に届け出ること。   ④　事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を県知事に報告すること。  ⑤　算定日が属する月の前12月間において，労働基準法，労働者災害補償保険法，最低賃金法，労働安全衛生法，雇用保険法，その他の労働に関する法令に違反し，罰金以上の刑に処せられていないこと。  ⑥　労働保険料の納付が適正に行われていること。  ⑦　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること  ｂ　ａの要件について書面をもって作成し，全ての福祉・介護職員に周知していること。  ｃ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し,当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  ｄ　ｃについて,全ての福祉・介護職員に周知していること。  ⑧　平成27年４月から②の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。 | ○体制等状況一覧表  ○当該加算の届出書等  ○障害児入所給付費請求書(控)  ○障害児入所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○入所支援計画  ○実績記録 | 平24厚告123の別表第１の10の注  平24厚労告270第十六号  平24厚労告270の二準用 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 19　福祉・介護職員等特定処遇改善加算  20　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 | 平成24年厚生労働省告示第270号｢こども家庭庁長官が定める児童等」の十六に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設が，就学児に対し，指定入所支援を行った場合には当該基準に掲げる区分に従い，次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ただし，次に掲げる一方の加算を算定している場合には，次に掲げる他方の加算は算定しない。  イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)  ２から17までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数  ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)  ２から17までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数  平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十七号の二に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設が，障害児に対し，指定入所支援を行った場合は，２から17までにより算定した単位数の1000分の38に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 | いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| （18　福祉・介護職員処遇改善加算の続き）  ロ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）  　　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。   1. イの①から⑥までに掲げる基準に適合すること。 2. 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。   　ａ　次に掲げる要件の全てに適合すること。  　・福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。  ・前項の要件について書面をもって作成し,全ての福祉・介護職員に周知していること。  ｂ　次に掲げる要件の全てに適合すること。  ・福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し,当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  ・前項について,全ての福祉・介護職員に周知していること。   1. 平成20年10月からイの②の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。   ハ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）  　　イの①から⑥までに掲げる基準のいずれにも適合し,かつ, ロの②又は③に掲げる基準のいずれかに適合すること。  ニ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）  　 イの①から⑥までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 | ○体制等状況一覧表  ○当該加算の届出書等  ○障害児入所給付費請求書(控)  ○障害児入所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○入所支援計画  ○実績記録  ○同上 | 平24厚告123の別表第１の11の注  平24厚労告270第十七号  平24厚労告270の三準用  平24厚告123の別表第１の12の注  平24厚告270第十七号の二  平24厚告270第三号の二準用 |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | 自 己 評 価 | |
| 21　福祉・介護職員等処遇改善加算 | (1) 平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十六号に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（国，独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。(2)において同じ。）が，障害児に対し，指定入所支援を行った場合には，同号に掲げる区分に従い，次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては，次に掲げるその他の加算は算定していないか。  イ　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）２から17までにより算定した単位数の1000分の211に相当する単位数  ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）２から17までにより算定した単位数の1000分の207に相当する単位数  ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）２から17までにより算定した単位数の1000分の168に相当する単位数  ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）２から17までにより算定した単位数の1000分の141に相当する単位数  (2) 令和７年３月31日までの間，平成24年厚生労働省告示第270号「こども家庭庁長官が定める児童等」第十六号に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（(1)の加算を算定しているものを除く。）が，障害児に対し，指定入所支援を行った場合に，当該基準に掲げる区分に従い，次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては，次に掲げるその他の加算は算定していないか。  ①　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑴　２から17までにより算定した単位数の1000分の173に相当する単位数  ②　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑵　２から17までにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位数  ③　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑶　２から17までにより算定した単位数の1000分の169に相当する単位数  ④　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑷　２から17までにより算定した単位数の1000分の180に相当する単位数  ⑤　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑸　２から17までにより算定した単位数の1000分の146に相当する単位数  ⑥　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑹　２から17までにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数  ⑦　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑺　２から17までにより算定した単位数の1000分の152に相当する単位数  ⑧　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑻　２から17までにより算定した単位数の1000分の130に相当する単位数  ⑨　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑼　２から17までにより算定した単位数の1000分の148に相当する単位数  ⑩　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑽　２から17までにより算定した単位数の1000分の114に相当する単位数  ⑪　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾　２から17までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数  ⑫　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑿　２から17までにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数  ⑬　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀　２から17までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数  ⑭　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁　２から17までにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数 | | | いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | 特 記 事 項 | |
|  | | ○体制等状況一覧表  ○当該加算の届出書等  ○障害児入所給付費請求書(控)  ○障害児入所給付費明細書(控)  ○領収証(控)  ○入所支援計画  ○実績記録  同上 | 平24厚告123の別表第１の10の注１  平24厚告270第十六号  平24厚告270第二号準用  平24厚告123の別表第１の10の注２  平24厚告270第十六号  平24厚告270第二号準用 | |  | |

**従業者の勤務状況**

施設の名称 ：

（監査月１日現在）　№１

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 氏　　名 | 職　　種 | 資　　格 | 雇用年月日 | 常　勤  非常勤  の　別 | 専　従  兼　務  の　別 | １ 週 間  当たりの  勤務時間 | 兼務の場合，兼務先及び１週間当たりの勤務時間 | 備　考 |
| １ |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 6 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 7 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 8 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 9 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 11 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 12 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 13 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 14 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 15 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 16 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 17 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 18 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 19 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 20 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |

**従業者の勤務状況**

施設の名称 ：

（監査月１日現在）　№２

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 氏　　名 | 職　　種 | 資　　格 | 雇用年月日 | 常　勤  非常勤  の　別 | 専　従  兼　務  の　別 | １ 週 間  当たりの  勤務時間 | 兼務の場合，兼務先及び１週間当たりの勤務時間 | 備　考 |
| 21 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 22 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 23 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 24 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 25 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 26 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 27 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 28 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 29 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 30 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 31 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 32 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 33 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 34 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 35 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 36 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 37 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 38 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 39 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |
| 40 |  |  |  |  | 常　勤  非常勤 | 専　従  兼　務 |  |  |  |

**令和　　年度利用者の状況（　　　　年４月～　　　　年３月）**

施設の名称 ：

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 開所日数  （日） | 利用者延べ数（人） | 利用者の実数（人） | | | 備　　考 |
| 実　　数 | 月途中の  新規利用者  （再掲） | 月途中の  退所者数  （再掲） |
| ４月 |  |  |  |  |  |  |
| ５月 |  |  |  |  |  |  |
| ６月 |  |  |  |  |  |  |
| ７月 |  |  |  |  |  |  |
| ８月 |  |  |  |  |  |  |
| ９月 |  |  |  |  |  |  |
| 10月 |  |  |  |  |  |  |
| 11月 |  |  |  |  |  |  |
| 12月 |  |  |  |  |  |  |
| １月 |  |  |  |  |  |  |
| ２月 |  |  |  |  |  |  |
| ３月 |  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  |  |  |

**指定入所支援利用者の一覧表**

施設の名称 ：

（監査月１日現在）　№１

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 氏 名 | 障害程度区分 | 障害種別 | 入所支援の利用開始年月日 |
| 1 |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  |
| 6 |  |  |  |  |
| 7 |  |  |  |  |
| 8 |  |  |  |  |
| 9 |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |
| 11 |  |  |  |  |
| 12 |  |  |  |  |
| 13 |  |  |  |  |
| 14 |  |  |  |  |
| 15 |  |  |  |  |
| 16 |  |  |  |  |
| 17 |  |  |  |  |
| 18 |  |  |  |  |
| 19 |  |  |  |  |
| 20 |  |  |  |  |

**指定入所支援利用者の一覧表**

施設の名称 ：

（監査月１日現在）　№２

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 氏 名 | 障害程度区分 | 障害種別 | 入所支援の利用開始年月日 |
| 21 |  |  |  |  |
| 22 |  |  |  |  |
| 23 |  |  |  |  |
| 24 |  |  |  |  |
| 25 |  |  |  |  |
| 26 |  |  |  |  |
| 27 |  |  |  |  |
| 28 |  |  |  |  |
| 29 |  |  |  |  |
| 30 |  |  |  |  |
| 31 |  |  |  |  |
| 32 |  |  |  |  |
| 33 |  |  |  |  |
| 34 |  |  |  |  |
| 35 |  |  |  |  |
| 36 |  |  |  |  |
| 37 |  |  |  |  |
| 38 |  |  |  |  |
| 39 |  |  |  |  |
| 40 |  |  |  |  |